

平成28年第2回小清水町議会定例会会議録

○議事日程（第3号）

平成28年3月15日（火曜日） 午後1時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議案第 8号 小清水町住居表示審議会条例制定について
- 第 3 議案第10号 小清水町行政不服審査会条例制定について
- 第 4 議案第11号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 第 5 議案第12号 小清水町職員の分限についての手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第13号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第16号 小清水町敬老祝金条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第17号 小清水町国民健康保険の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第18号 小清水町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第19号 小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第20号 小清水町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第23号 小清水町簡易水道設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第30号 平成28年度小清水町一般会計予算について
- 第14 議案第31号 平成28年度小清水町国民健康保険特別会計予算について
- 第15 議案第32号 平成28年度小清水町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第16 議案第33号 平成28年度小清水町介護保険特別会計予算について
- 第17 議案第34号 平成28年度小清水町簡易水道特別会計予算について
- 第18 議案第35号 平成28年度小清水町農業集落排水事業特別会計予算について
- 第19 議案第38号 小清水町活性化センター条例の一部を改正する条例制定について
- 第20 議案第39号 平成28年度小清水町一般会計補正予算第1号について
- 第21 議案第40号 小清水町活性化センターの指定管理者の指定について

○出席議員（10名）

1番	下平正吾君	2番	槻間善高君
3番	八木勝正君	4番	森浩君
5番	工藤孝一君	6番	大石誠示君
7番	高橋隆文君	8番	林幸雄君
9番	中村俊之君	10番	坂田秀昭君

○地方自治法第121条の規定により、本議会に出席を求めた者

小清水町長	林直樹君
小清水町教育委員長	鬼塚茂君
小清水町農業委員会会長	今村昇君
小清水町代表監査委員	重成一男君

○委任を受け出席した者

副町長	森田明君
総務課長	権藤結君
出納室長	加藤友幸君
企画財政課長	金原武浩君
町民生活課長	服部隆文君
保健福祉課長	鈴木祐之君
産業課長	久保弘志君
建設課長	斉藤高広君
子育て支援課長	河西定博君
教育長	渡邊等君
生涯学習課長	瀧口顕君
農業委員会事務局長	久保弘志君
監査委員事務局長	中野也寸志君

○本会議の事務に従事した者

議会事務局長	中野也寸志君
書記	細川ひろみ君

◎開議の宣告

○議長（坂田秀昭君）ただ今から、本日の会議を開きます。

（午後1時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は、

5番 工藤孝一 議員                      6番 大石誠示 議員

を指名いたします。

◎議長諸報告について

○議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を、中野事務局長から報告させます。

○事務局長（中野也寸志君）

本日の会議出席議員数は10名でございます。

本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。

本日の議案につきましては、事前配付にかかるもの以外に、議案第38号小清水町活性化センター条例の一部を改正する条例制定について、議案第39号平成28年度小清水町一般会計補正予算第1号について、議案第40号小清水町活性化センターの指定管理者の指定についてを配付しております。

なお、本定例会における一般質問でございますが、通告がございませんでしたので、その旨ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第8号

○議長（坂田秀昭君）日程第2、議案第8号、小清水町住居表示審議会条例制定についてを議題といたします。

総務文教常任委員会付託事件報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

林幸雄総務文教常任委員長。

○議長（坂田秀昭君）はい8番。

○8番（林幸雄君）はい8番、本委員会に付託を受けました議案第8号小清水町住居表示審議会条例制定についてでございますが、慎重に審査を行った全員の賛成により原案可決すべきものと決定したところでございます。以上報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）委員長に対する質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第8号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第8号、原案のとおり可決されました。

◎議案第10号

○議長（坂田秀昭君）日程第3、議案第10号、及び日程第4、議案第11号小清水町行政不服審査会条例制定について、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを一括して議題といたします。

総務文教常任委員会付託事件報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

林幸雄総務文教常任委員長。

○議長（坂田秀昭君）はい8番。

○総務文教常任委員長（林幸雄君）はい8番。本委員会に付託を受けました議案第10号、及び議案第11号小清水町行政不服審議会条例制定について及び行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてでございますが、慎重に審査を行った結果、全員の賛成により原案可決すべきものとしたところでございます。

以上、報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）委員長に対する質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第10号、及び議案第11号採決いたします。

委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第10号、及び議案第11号原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第12号

○議長（坂田秀昭君）日程第5、議案第12号、小清水町職員の分限についての手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

総務文教常任委員会付託事件報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

林幸雄総務文教常任委員長。

○議長（坂田秀昭君）はい8番。

○総務文教常任委員長（林幸雄君）はい8番。本委員会に付託を受けました議案第12号、小清水町職員の分限についての手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、慎重に審査を行った結果、一部改正について、全員の賛成により原案可決すべきものと決定したところでございます。

以上報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）委員長に対する質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第12号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第12号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第13号

○議長（坂田秀昭君）日程第6、議案第13号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

総務文教常任委員会付託事件報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

林幸雄総務文教常任委員長。

○議長（坂田秀昭君）はい8番。

○総務文教常任委員長（林幸雄君）はい8番。本委員会に付託を受けました議案第13号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、慎重に審査を行った結果、一部改正について、全員の賛成により原案可決すべきものと決定したところでございます。

以上、報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）委員長に対する質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第13号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第13号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第16号

○議長（坂田秀昭君）日程第7、議案第16号、小清水町敬老祝金条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

経済厚生常任委員会付託事件報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

八木勝正経済厚生常任委員長。

○議長（坂田秀昭君）はい3番。

○経済厚生常任委員長（八木勝正君）はい3番。本委員会に付託を受けました議案第16号、小清水町敬老祝金条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、慎重に審査を行った結果、一部改正について、全員の賛成により原案可決すべきものと決定したところでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（坂田秀昭君）委員長に対する質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第16号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第16号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第17号、議案第18号

○議長（坂田秀昭君）日程第8、議案第17号及び、日程第9、議案第18号小清水町国民健康保

険条例の一部を改正する条例制定について、小清水町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを一括して議題といたします。

経済厚生常任委員会付託事件報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

八木勝正経済厚生常任委員長。

○議長（坂田秀昭君）はい3番。

○経済厚生常任委員長（八木勝正君）はい3番。本委員会に付託を受けました議案第17号及び、議案第18号小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について及び小清水町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、慎重に審査を行った結果、一部改正について、全員の賛成により原案可決すべきものと決定したところでございます。

以上で報告終わります。

○議長（坂田秀昭君）委員長に対する質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第17号、及び議案第18号採決いたします。

委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第17号、及び議案第18号原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第19号

○議長（坂田秀昭君）日程第10、議案第19号、小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

経済厚生常任委員会付託事件報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

八木勝正経済厚生常任委員長。

○議長（坂田秀昭君）はい3番。

○経済厚生常任委員長（八木勝正君）はい3番。本委員会に付託を受けました議案第19号、小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、慎重に審査を行った結果、一部改正について、全員の賛成により原案可決すべきものと決定したところでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（坂田秀昭君）委員長に対する質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第19号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第19号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第20号

○議長（坂田秀昭君）日程第11、議案第20号小清水町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

経済厚生常任委員会付託事件報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

八木勝正経済厚生常任委員長。

○議長（坂田秀昭君）はい3番。

○経済厚生常任委員長（八木勝正君）はい3番。本委員会に付託を受けました議案第20号、小清水町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、慎重に審査を行った結果、一部改正について全員の賛成により原案可決すべきものと決定したところでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（坂田秀昭君）委員長に対する質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第20号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第20号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第23号

○議長（坂田秀昭君）日程第12、議案第23号小清水町簡易水道設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

経済厚生常任委員会付託事件報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

八木勝正経済厚生常任委員長。

○議長（坂田秀昭君）はい3番。

○経済厚生常任委員長（八木勝正君）はい3番。本委員会に付託を受けました議案第23号、小清水町簡易水道設置条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、慎重に審査を行った結果、一部改正について全員の賛成により原案可決すべきものと決定したところでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（坂田秀昭君）委員長に対する質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第23号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第23号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第30号 乃至 議案第35号





はじめに、第13条は、指定管理者が施設を管理・運営する場合の読み替え規定でございます。指定管理者が施設の管理から生ずる使用料を利用料として収受すること、施設使用に係る許可及び使用料の決定などについては、指定管理者に行わせることを規定するものでございます。

第14条は、第13条を新設することによる条の繰り下げ、別表の改正につきましては、研修室A及び都市交流談話室を用途変更することにより貸付対象から除外すること、研修室Bは室名を研修室に変更するものでございます。

最後に附則でございますが、施行日を平成28年4月1日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 討論を終結いたします。

議案第38号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第38号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第39号

○議長（坂田秀昭君） 日程第20、議案第39号平成28年度小清水町一般会計補正予算第1号についてを議題といたします。説明を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）

ただ今上程されました議案第39号平成28年度小清水町一般会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

追加議案、めぐりまして1枚目の裏をご覧ください。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ931万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を50億7431万6千円とするものでございます。

追加議案、もう一枚めぐりまして上側になります。

第2表 債務負担行為の追加ですが、平成28年度より新たに指定管理者制度の導入を行う小清水町活性化センターにつきまして、平成28年度から平成30年度までの3カ年間の期間について、限度額を設定するものでございます。

次に、歳出予算ですが、追加議案の一番最後になります、別途配付しております主要施策調と合わせてご覧ください。

6款 農林水産業費、1項 農業費、6目 活性化センター費において、指定管理者制度導入に伴う関係経費の減額を行う他、13節 委託料で、新たに施設管理運営事業管理料といたしまして1670万5千円を計上、合わせまして931万6千円追加計上するものです。

次に、歳入予算ですが、追加議案、1枚もどりまして上側になります。

12款 使用料及び手数料、1項4目 農林水産手数料で、指定管理者制度導入により、野菜の直売を実施する団体からの使用料分を減額することとし、活性化センター使用料1万4千円減額計上、18款 繰越金は、財源調整分としまして、933万円を追加計上するものです。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 討論を終結いたします。

議案第39号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第39号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第40号

○議長（坂田秀昭君） 日程第21、議案第40号小清水町活性化センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。説明を求めます。

久保産業課長。

○産業課長（久保弘志君）

ただ今上程されました、議案第40号小清水町活性化センターの指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

小清水町活性化センターの管理・運営につきましては、平成28年4月1日より、農畜産物加工室などの一部を除き、指定管理者制度を活用することとされているところでございます。

このことから、「小清水町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例」の規定に基づき、指定管理者になろうとする法人を募集したところ1件の応募があり、去る3月3日開催した選定委員会において、応募者の提案説明及び質疑応答を行い、評価・選定を行ったところでございます。

その結果、議案に記載のとおり、網走市海岸町25番地8、有限会社マリン北海道代表取締役下山康博氏を指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、ご提案申し上げます。

なお、指定の期間につきましては、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間とするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 討論を終結いたします。

議案第40号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第40号、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（坂田秀昭君）以上で、本町議会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。  
これをもって、平成28年第2回町議会定例会を閉会いたします。  
長期間にわたり、慎重審議ありがとうございました。

（閉会 午後1時55分）